

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和7年11月19日	令和7年12月3日	大阪市西区役所事務分掌規則	公開			号	西区	総務課 (事業調整)
令和7年11月19日	令和7年12月3日	西区総務課から、次の内容のメールが届きました。 平素より本市の市政運営にご協力いただきありがとうございます。 さて、令和7年7月1日付けの公開請求について、令和7年7月30日付けの審査請求をご提出いただいたところです。(名前)様の主張されている内容を今一度精査したところ、一部の文書について、ご指摘のとおり特定誤りがあったと認識するに至りました。 つきましては、令和7年7月1日付けの公開請求に対する「公開決定」及び「不存在による非公開決定」を、下記の①・②の趣旨に修正のうえ、再度決定いたしたく存じます。以上を踏まえ、大変恐縮ではございますが、(名前)様に令和7年7月30日付けの審査請求の取消を届け出いただきたくお願いするところです。 お手数をおかけしますが、趣旨に同意をいただける場合は、添付の「審査請求取下書」にご記入のうえ、11月25日（火）までに西区役所総務課（tf0001@city.osaka.lg.jp）までご返信をお願いいたします。 なお、文書特定誤りを訂正する必要があるため、「審査請求取下書」をご提出いただけなかった場合は、11月26日以降に、当方の職権において今回の審査請求を取消しのうえ、下記の趣旨で再度「公開決定」及び「不存在による非公開決定」をさせていただきます。申し訳ありませんが、ご了承願います。 このメールは西区総務課の組織アドレスから送信されており、これは公文書です。 2. このメールには「当方の職権において今回の審査請求を取消しのうえ、下記の趣旨で再度「公開決定」及び「不存在による非公開決定」をさせていただきます」とありますが、原決定が維持されている段階で審査請求を取り消すことができる職権が西区役所にあるということが確認できる文書を公開してください。	不存在				西区	総務課 (事業調整)